

平成28年度事業計画



—光のあたりにくい人々とともに歩む—

社会福祉
法人

ロザリオの聖母会

I はじめに

1951（昭和26）年、制度化された社会福祉法人は主として措置事業を担っていたが、人口構造・地域社会の変容に伴い2000（平成12）年社会福祉基礎構造改革で措置から契約へと転換が図られ現在に至っていた。しかし、わが国の急速な人口構成の変容、経済格差など多様に対応を迫られた福祉行政はいわゆる内部留保問題に端を発した社会福祉法人制度の見直しが報告書として纏められた経緯については昨年の事業計画に記載してある通りである。

本年28年3月に改正法案が可決されると4月から一部施行され、29年度には全面的に改正案下で運営が行われる。従来の法人運営と大きく変わり評議員会が理事会に代わる必置の最高決議機関となり理事会は業務執行に関する意思決定機関となる。

社会福祉制度が新たになると運営面での変化は財政面で顕著である。急激な人口構成の変化、膨張する社会保障費の為だけではないが国の財政悪化が進み、社会的弱者に対する対応が困難になってきた。そこへ税金を使い、法人税を免除されている社会福祉法人の内部留保問題が浮上し、余裕財産を公益のために使わないなら社会福祉法人格返上の論議となった。措置から契約へ変わったにも拘らず法人経営が施設経営に留まっている法人も多い現状に、本来の社会福祉法人の使命に立ち返るよう促されたといえる。振り返って、当法人の先人達は戦後の混乱の最中、私財を投げ出し寄附を募って事業を始めたことを思い起こせば原点に帰る機会かもしれない。当時の病者や生活困窮者も現在の弱者と同じようにその責任は当事者には一片もなかったのである。

我が国の格差社会が更に進み夢や希望を持たない人々が増えるとまた戦争に引き込まれる心配が増す。そのためにも、法人の財政、事業内容を地域の方、広く多くの人々に情報公開し理解と賛同を得て決められた枠を離れた公益性のある仕事をしたいと思う。法人内施設でも時の国の施策によって収益に差が目立つ。昨年は単価が理由をつけて下げられ経営に危機感を抱いた事業所もあった。収益の差は主として国の方針による。収益が下がったらその事業は不要と言えるのは営利法人であり、社会福祉法人は同一法人内施設ばかりでなく、他法人にも協力することが求められている。

新年度は制度が変わるだけでなく法人本部の体制も大きく変る。地域の問題を提起するのは現に地域と係わり、障害者支援を行っている施設・事業所の職員を通してである。昨今、業務は多岐に亘り事務文書等も増加している。簡素化出来るもの、逆に時間を掛けたほうが良いものなど整理し効率よく時間を使い共通認識を心がけたい。また、同一施設内でも業務内容、問題点、目標など職員同士が理解し疑問についての話し合いが不足していることもある。法人内の施設同士も正確な情報を共有し相談や援助が出来るような関係であり続けたい。「自分が属している施設さえ良ければ其れでよし」とは新しい社会福祉法人制度では相容れない考えである。

新年度採用の新社会人は僅かに4名であった。既卒の職員を含めて漸く10名である。社会福祉法人の財産である職員数の減では事業が成り立たない。少子化と云って責任を逃

れる事も出来ない。福祉の仕事で得る真の報酬を職員一人ひとりに渡せるよう先輩・同輩の職員と利用者で努めたい。職場環境は特に大切であり実際には離職の原因であることも多い。そのためには入職の早い時期に、専門職と面談する事も有効な手立てであり、積極的に利用する流れを作りたい。

異動に関して後ろ向きの考えが多いように見えるが同一施設で長期に勤務すると、他の施設・事業所への異動が不安になり、施設側も「せっかく業務を覚えたのに」と転出をしぶる傾向がある。若い人は数年毎でいくつかの種別の施設・事業所を経験し、多くの上司に指導を受ける事で幅も広がりどのような障害にも対応出来るようになる。相談系の勤務には障害種別での問題を肌で分かる事は大切なことである。体験を通して自分の向きを知り、ある程度経験したら一つの場所で仕事を続けるのが良いのではないかと思う。

職場刷新に前向きな気風が吹くことを期待している。現在の施設・事業所長、係長以上の多くの職員は前理事長の下で貴重な経験をしたことが現在のエネルギーとなっている。

昨年大きな試練があった海上療養所は新体制が出来、先人の時代に戻り、所長と院長の協同で少しずつ光が射して来たように感じる。異なる職種が同じ目的で協力し、精神科医療制度の問題の中、静かに奮闘している。

後援会の皆様、地域の方々、定期的に応援して下さる大勢の方々の願いを受けて新しい社会福祉法人制度を追い風と考えられるよう、この機会に初心に帰ることは何ごとにも大切という経験を職員一同ここに留める一年としたい。

29年度には創立65周年を迎え、記念誌発行に野口厚司理事を中心に準備を始めるので、沢山の職員、OBにご協力をお願いしたい。

Ⅱ ロザリオの聖母会の理念及び倫理綱領

1 経営理念

光のあたりにくい人々とともに歩む

2 サービス提供の基本理念

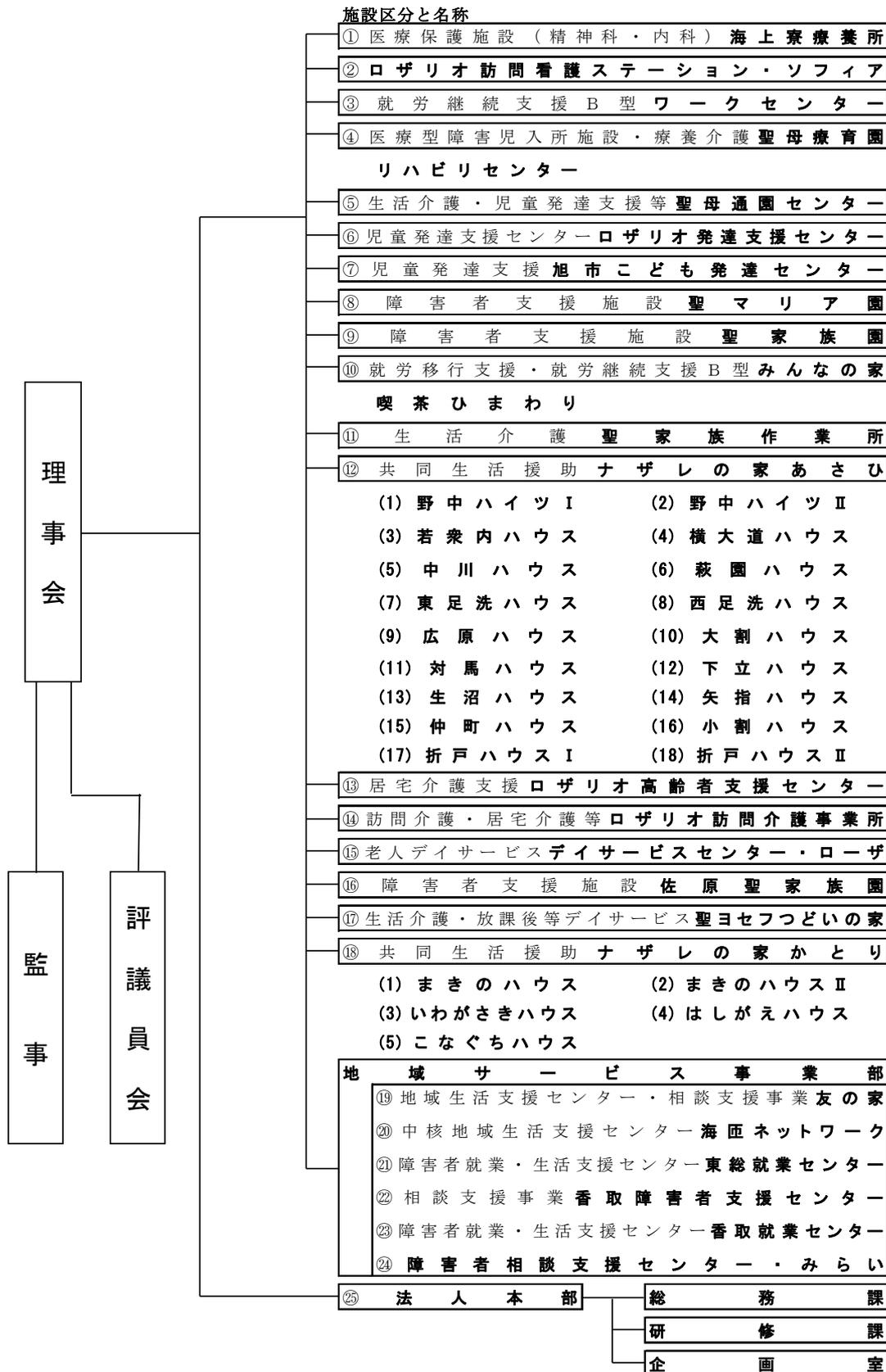
- (1) 利用者の生命の尊厳、人権及び人生を大切にする
- (2) 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する
- (3) 利用者の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する

3 倫理綱領

- (1) 生命の尊厳
私たちは、利用者一人ひとりがかげがえのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。
- (2) 人権の擁護
私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。
- (3) 個性、主体性の尊重
私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。
- (4) 社会参加の促進
私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。
- (5) 生活環境の整備
私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境の整備に努めます。
- (6) 豊かな地域生活へ
私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。
- (7) 職員として
私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

Ⅲ 本会の事業

1 組織



2 事業内容(下線は新規事業、○は定款記載事業、●は定款に記載のない事業)

2-1 入所系事業

- | | |
|------------------|-------------------|
| ○医療保護施設 | 海上寮療養所 |
| ○医療型障害児入所施設、療養介護 | 聖母療育園 |
| ○障害者支援施設 | 聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |

2-2 居住支援系事業

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○共同生活援助 | ナザレの家あさひ(旭地区)
ナザレの家かとり(香取地区) |
|---------|---------------------------------|

2-3 通所(日中活動)系事業

- | | |
|------------------|---|
| ●認知症外来 | 海上寮療養所 |
| ●精神科デイケア | 海上寮療養所 |
| ○療養介護 | 聖母療育園 |
| ●障害児(者)リハビリテーション | 聖母療育園 |
| ●障害児者歯科診療 | 聖母療育園 |
| ○日中一時支援 | 聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、
聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○児童発達支援 | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたば保育園)、旭市こども発達センター |
| ○放課後等デイサービス | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたばクラブ)、聖ヨセフつどいの家 |
| ○保育所等訪問支援 | ロザリオ発達支援センター |
| ○短期入所 | 聖母療育園、聖マリア園、聖家族園、
佐原聖家族園 |
| ○生活介護 | 聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、
聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○就労移行支援 | みんなの家 |
| ○就労継続支援B型 | ワークセンター、みんなの家 |
| ○老人デイサービス | デイサービスセンター・ローザ |
| ○老人短期入所事業 | 聖マリア園 |
| ●働く場 | ひまわり、ひまわりⅡ |
| ●遊びの場 | おもちゃ図書館(さわやかホール) |

2-4 訪問・相談等地域生活支援系事業

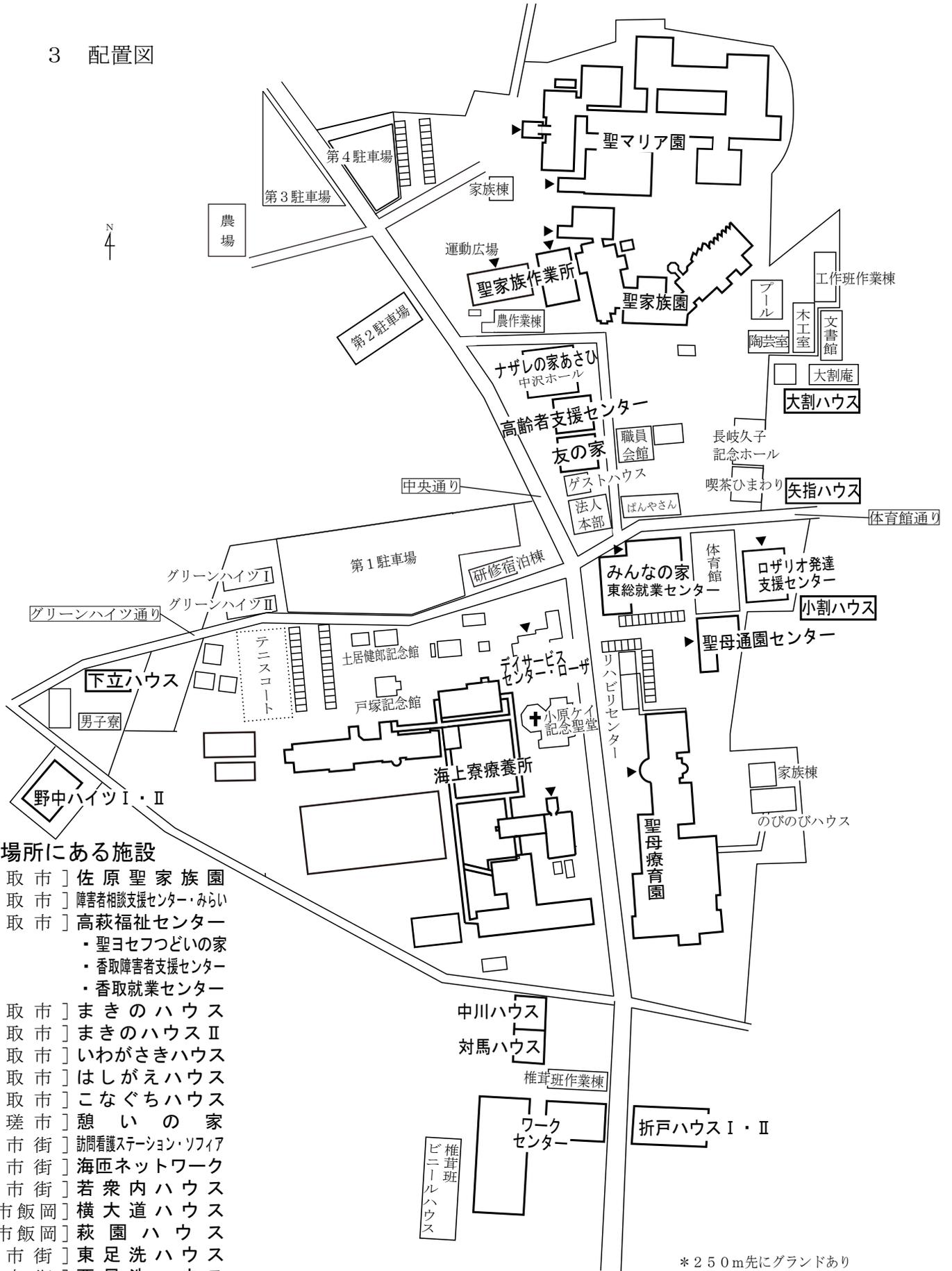
●認知症訪問診療	海上療養所
●訪問看護	海上療養所
○訪問看護事業	<u>ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィア</u>
○障害児相談支援事業	友の家、ロザリオ発達支援センター 香取障害者支援センター、 <u>障害者相談支援センター・みらい</u>
○相談支援	友の家、香取障害者支援センター、 <u>障害者相談支援センター・みらい</u>
○地域活動支援センターI型	友の家（旭市、匝瑳市）
○精神障害者地域移行支援事業	友の家、香取障害者支援センター（千葉県）
○相談支援事業	友の家（旭市、匝瑳市）、 香取障害者支援センター（香取市）、 <u>障害者相談支援センター・みらい（香取市）</u>
○千葉県障害児等療育支援事業	聖母療育園、ロザリオ発達支援センター、 佐原聖家族園、
○基幹相談支援センター	海匝ネットワーク(旭市) 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、 東庄町）
○障害者虐待防止センター	海匝ネットワーク(旭市) 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、 東庄町）
●訪問リハビリテーション	聖母療育園リハビリセンター
●海匝・香取地区療育相談事業	ロザリオ発達支援センター（旭市、銚子市、 香取市、匝瑳市、神崎町、多古町、東庄町、 横芝光町の4市4町）
●療育相談支援機能強化事業	ロザリオ発達支援センター
●乳幼児検診時における心理相談	ロザリオ発達支援センター （旭市、多古町、横芝光町）
●香取市発達検査	ロザリオ発達支援センター（香取市）
○障害者就業・生活支援センター事業	東総就業センター、香取就業センター
○障害者雇用アドバイザー事業	東総就業センター、香取就業センター
○居宅介護支援事業	ロザリオ高齢者支援センター
○老人居宅介護等事業	ロザリオ訪問介護事業所
○居宅介護	ロザリオ訪問介護事業所
○重度訪問介護	ロザリオ訪問介護事業所
○同行援護	ロザリオ訪問介護事業所
○行動援護	ロザリオ訪問介護事業所
○移動支援事業	ロザリオ訪問介護事業所
● <u>コミュニケーション支援</u>	<u>ロザリオ訪問介護事業所</u>
○中核地域生活支援センター	海匝ネットワーク

- 障害者グループホーム等支援事業 海匠ネットワーク、香取障害者支援センター

2-5 その他

- 障害支援区分認定調査業務受託 友の家（旭市）
香取障害者支援センター（香取市、東庄町）
- 介護認定調査員受託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護認定審査員受託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護予防支援業務委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 旭市被災要援護者等の生活再建相談支援事業受託
海匠ネットワーク（旭市）
- 千葉県精神障害者地域移行支援事業高齢入院患者地域支援事業の受託
海上寮療養所（千葉県）
- 旭市生活保護受給者就労支援事業 海匠ネットワーク（旭市）
- 一時保護事業 ロザリオの聖母会（千葉県）
- 旭市社会福祉協議会配食サービス事業
みんなの家（ひまわり）
- 社会貢献活動 コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）

3 配置図



離れた場所にある施設

- [香取市] 佐原聖家族園
- [香取市] 障害者相談支援センター・みらい
- [香取市] 高萩福祉センター
 - ・ 聖ヨセフつどいの家
 - ・ 香取障害者支援センター
 - ・ 香取就業センター
- [香取市] まきのハウス
- [香取市] まきのハウスⅡ
- [香取市] いわがさきハウス
- [香取市] はしがえハウス
- [香取市] こなぐちハウス
- [匝瑳市] 憩いの家
- [旭市街] 訪問看護ステーション・ソフィア
- [旭市街] 海匠ネットワーク
- [旭市街] 若衆内ハウス
- [旭市飯岡] 横大道ハウス
- [旭市飯岡] 萩園ハウス
- [旭市街] 東足洗ハウス
- [旭市街] 西足洗ハウス
- [旭市海上] 広原ハウス
- [旭市街] 生沼ハウス
- [旭市街] 仲町ハウス
- [東足洗浜] グランド

* 250m先にグラウンドあり

IV 中・長期計画

- 公益的取り組みなど法人の社会・地域貢献の推進
- 地域医療・福祉システムへの関わりと地域の福祉課題への取り組み
- 訪問事業、外来事業、就労・退院促進事業等の地域サービス拡充
- 入所系施設の拠点化及び地域生活支援の拡充
- 通所系事業所のサービス内容の充実及び機能・役割の明確化
- グループホームのサービスの質向上と運営安定化
- 相談系事業所の経営安定化と量的・質的向上及び連携強化
- トータルな人材マネジメントの実現（職員処遇の向上、職員育成の充実）
- 法人運営健全化のための組織統治（ガバナンス）の確立（理事会、評議員会、監事及び本部機能の充実・強化）と情報開示による透明性の向上
- 法人及び施設・事業所の将来像にかかる長期ビジョンの策定

V 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標（下線部は全施設・事業所対象の項目）

(1) 運営

ー福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努めるー

ア 情勢（障害者総合支援法施行3年後見直し等）を踏まえた施設・事業所の課題と展望

○入所系 障害者の地域生活を支援する拠点としての役割・機能を推進する。

日中活動の充実及び高齢化対策など入所利用者へのサービス向上に加えて、地域生活を支援する拠点施設としての役割を果たすよう努める。

○通所系 法人内通所事業所間の連携強化による安定的な運営を図る

通所事業所相互に連携して業務内容の改善や人員配置問題に取り組み総合的に運営を安定化するよう努める。また、事業種別毎に求められる専門性や役割への認識を深めつつ事業目的の充実に努める。

○居住系 利用者の多様化や個々のニーズに対応して生活の本拠地としての機能充実に努める。

世話人不足の解消に努めつつ常勤職員配置や組織改編等によって多様化する利用者や地域のニーズに応える。

○訪問・相談系 相談事業者に求められる諸課題へ適切に対応する。

地域生活支援事業、高齢障害者問題、差別解消法、意思決定支援、成年後見制度等への理解を深めつつ利用者の地域生活支援と人権擁護に努める。

イ 計画的な人事異動及び中間管理職の育成・登用

施設・事業所横断的人事、及び施設組織図上必要な人事を適正かつ計画的に実施

することを通じて軸になる職員の育成、登用を図る。

ウ 安定的な人材確保

新卒その他の職員採用が困難な状況を打開するための対策に努める。特に今年度は賃金及び諸手当の見直し改善を行い、福祉介護職員の賃金水準の引き上げ及び全職員の処遇改善と新卒者確保に向けた初任給の改善を行う。

エ 施設・設備の老朽化や環境改善対策の中・長期計画と資金確保

社会福祉法一部改正を視野に、施設・事業所の改修・修繕計画をより正確に立案して必要経費である引当金の根拠を明確にする。

オ 社会福祉法一部改正の動向を注視して所要の準備に努める。

28年度、29年度二段階で施行される社会福祉法人一部改正に備えて、定款変更や諸条件整備などを的確に遂行する。

(2) サービス

－社会福祉法人に求められる課題を踏まえつつ利用者等へのサービスの質向上に努める－

ア 地域医療・福祉への取り組み

地域移行を含めた利用者の地域生活支援について、病院及び入所系施設がそれぞれの機能、役割に応じた具体的な取り組みを実施する。

イ 権利擁護、虐待防止、差別解消に向けた取り組み

権利侵害や虐待行為に対する施設・事業所内部のチェック機能を強めて防止策の徹底を図るとともに、平成28年4月1日施行の「差別解消法」への理解を深めて対応する。

ウ 専門性や特徴のあるサービスの実施

障害者基本法や障害者総合支援法に謳われる「意思決定支援」及び差別解消法に定められる合理的配慮について、施設・事業所個々が専門性や特性を踏まえつつ検討を加える。

エ 自己評価、第三者評価結果に基づく業務改善

第三者評価の再受審を進めるとともに、27年秋に実施した自己評価により浮かび上がった施設・事業所の課題を評価、分析して業務改善につなげるよう努める。

オ サービス提供上必要な事項の全体的点検と基本的事項の遵守

法制度により施設・事業所に対しサービス提供のために必要と定められた事項すべてに渡って法令遵守を徹底するよう努める。

カ 研修体制及び内容の充実

管理者・中間管理職研修をより充実させて法人の次世代を担う人材を育成する。また中堅職員及び事務職員に対する研修を実施する。

キ 苦情解決の仕組みの周知徹底と適切な解決

苦情解決の仕組みを職員個々に浸透させて、苦情の迅速、適切な解決を図るとともに、サービス向上のチャンスととらえて前向きな姿勢で取り組むよう徹底する。

(3) 安全

－法人の総合的な安全衛生対策の向上を図る－

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上と地震・津波への備え

イ 利用者等安全対策の向上

従来の方策に加えて事故・ヒヤリハット報告に多く見られた転倒・誤薬への対策を全施設・事業所の課題として徹底する。

ウ 職員メンタルヘルス対策の向上

職員のメンタルヘルスに関する体制を確立する。

エ 安全運転対策の向上

オ IT・情報管理対策の向上

(4) 公益的活動

ー地域から必要とされる社会貢献活動を推進するー

ア 医療・福祉専門職の施設派遣や他法人等への人的支援・協力

地域の福祉施設等の求めに応じて医療・福祉専門職を派遣し地域全体のサービスの質向上を図るとともに、社会福祉法人、NPO法人や各種協議会等に職員を派遣して人的支援・協力をを行う。

イ コミュニケーションセンターMado-kaの推進

ちば醤油工場跡地を活用した事業展開による地域活性化に協力する。詳細は「5地域と連携」に記述する。

ウ ロザリオ体育館、中沢ホール、海上寮グラウンド、高萩福祉センター体育館等諸施設の開放

近隣の社会福祉法人、NPO法人、市民団体、スポーツ団体等が実施する非営利事業に関連施設を無償提供する。

エ 障害者週間行事による地域啓発活動

障害者週間に福祉・医療に係る本会主催の講演会を企画し、法人職員に加えて地域の福祉関係者等に研修機会を提供することにより地域の福祉サービス向上に寄与する。

オ ロザリオ福祉作文コンクールによる海匠・香取圏域小中学生の福祉教育

海匠・香取圏域の小中学生を対象としたロザリオ福祉作文コンクールを実施して、次代を担う青少年に「障害とは、福祉とは何か」を考える機会を提供する。

2 施設等の整備

2-1 海上療養所

- (1) 共同浴場改修工事を2カ所
- (2) デジタル画像診断システムの整備

2-2 ワークセンター

- (1) 天井・壁断熱及び照明交換工事
- (2) 電源増設工事
- (3) 4ドアバン車両の整備
- (4) 印刷用原稿出力プリンターの整備

2-3 ロザリオ発達支援センター

- (1) 駐車場カーポート設置工事
- (2) 10人乗り（車イス2名、他8名）車輛の整備

2-4 聖家族園

- (1) しいたけ棟新築工事
- (2) 支援員室改修工事
- (3) 生活棟東側玄関屋根設置工事

2-5 ナザレの家あさひ

- (1) 中川ハウス・対馬ハウス 入浴用介護リフトの導入及び浴室の改修（労働局の職場定着支援助成金の申請を検討）
- (2) 中川ハウス・対馬ハウス スプリンクラー設備の設置
- (3) 野中ハイツⅠ・Ⅱ 自動火災報知設備の設置
- (4) 大割ハウス 屋根外壁改修
- (5) 野中ハイツⅠ 浴室・トイレ等改修

2-6 佐原聖家族園

- (1) ホール手洗い改修
- (2) 身障用・さくら前・男性浴室トイレ改修工事
- (3) 農作業棟前門扉設置
- (4) 男性浴室天井、排水換気扇交換工事
- (5) 遊歩道の整備（亀裂、水たまり）
- (6) 非常口の整備（スロープ設置）

- (7) いちごの家 エアコン入替え
- (8) 送迎用車両の購入（キャラバン等）

2-7 ナザレの家かとり

- (1) 自動火災通報装置の設置（こなぐちハウス、はしがえハウス）
- (2) 通院及び余暇活動の充実のため車両の整備

2-8 みらい

- (1) 訪問用軽車両の整備

3 その他の計画

3-1 みんなの家の自立訓練事業の調査及び準備

みんなの家の新規事業として平成29年年度の開所に向けて検討している自立訓練（宿泊型・通所型・訪問型）事業を調査・準備する。この新規事業においては、「働く障害者」と「『病院から退院後の社会復帰』」を目指す障害者を対象に、日中活動サービスやショートステイの事業等を組合せて間口を広げるとともに、地域移行支援・地域定着支援を組み合わせ実施すること等を目指している。

そのため、平成28年度上期においては県内で既に実施されている6事業所と以前見学した事業所への再訪問及び視察を行う。それと並行して、土地の確保や資金の準備等についても、法人運営会議及び理事会での審議を進めたい。

3-2 ロザリオ発達支援センター（ふたばクラブ）の土曜通所

平成28年4月から、ふたばクラブ（放課後等デイサービス）にて、土曜通所をスタートする。4～6月までは月一回の開所、7月以降は月二回の開所を予定している。

3-3 社会福祉法改正に対応した準備

重点目標に掲げたとおり、社会福祉法改正法案成立後のタイトな日程の中で、28年度当初から退職共済制度の変更を実施し、次いで同年度中には、無料・低額な福祉サービスの提供など地域における公益的取組の実施、新法による定款変更と所轄庁の許可、新評議員の人选、29年3月には控除対象財産や再投下資金確定のための補正予算、等々危急の変更が求められている。

このため、研修会参加、書籍やインターネット等を通じての情報収集と分析、理解により、29年度以降の新体制へ円滑かつ適正に移行できるよう、入念な準備を実施する。

4 会議

4-1 理事会

理事会は、本会の最高意思決定機関としての機能を果たすために原則として2カ月に一度、年6回の定例開催を予定している。特に、5月の理事会は平成27年度の事業報告と決算、平成29年3月は29年度の事業計画と予算が主な議題となる見込みである。その他、入札関連議案が生じた場合などには臨時理事会が招集されることになる。

(1) 理事（9名）

- | | |
|---------|------------|
| ①桑島 克子 | 理事長 |
| ②石毛 敦 | 常務 |
| ③佐々木日出男 | 海上寮療養所名誉院長 |
| ④小嶋 昭三 | 元小学校長 |
| ⑤吉川 敦 | カトリック司祭 |
| ⑥松井 安俊 | 元小学校長 |
| ⑦野口 厚司 | 元法人専務 |
| ⑧向後 文司 | 元銀行役員 |
| ⑨木村 明夫 | 歯科医師 |

(2) 監事（2名）

- | | |
|-------|-------------|
| ①加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ②埜 政美 | 旭市社会福祉協議会会長 |

4-2 評議員会

評議員会は、社会福祉法人の公共性に鑑み、重要事項に関して意見を述べる諮問機関として、また、理事会及び法人運営のチェック機能を果たすため、原則として年3回、平成28年5月、11月と平成29年3月に開催する予定である。審議事項は、定款施行細則第14条に掲げる事業計画と予算、事業報告と決算また定款の変更等についてである。その他緊急に審議が必要な場合などは理事長が臨時に招集する場合がある。

なお、29年度からの新評議員会体制移行に伴い、29年3月31日を以て下記の改正前の社会福祉法による評議員の任期満了となる。同年4月1日から改正後の社会福祉法に基づく新評議員選任の効力が発生することとなる。

(1) 評議員（21名・五十音順）

①安西 淳一（議長）	元会社役員
②伊藤 正一	旭市聴覚障害者協会会長
③伊藤 幸子	法人研修課長
④江口 鎮男	元会社役員
⑤遠藤 誠	地元代表
⑥加瀬 和子	旭市母子寡婦福祉会旭地区会長
⑦加瀬 敏雄	職員代表
⑧加瀬 政衛	元聖マリア園園長
⑨河辺 真宏	利用者家族
⑩木村 潔	NPO法人スペースぴあ理事長
⑪久保寺 満典	NPO法人あんしん理事長
⑫小池 秋男	聖マリア園園長
⑬向後 文司	元銀行役員
⑭越川 一幸	家族会代表
⑮小原 謙二	元会社部長
⑯鈴木 悦子	ボランティア
⑰関 光雄	カトリック銚子教会司祭
⑱林 幸子	障害児支援活動グループWITH代表
⑲平山 佐知子	東総地域の療育を考える会世話人代表
⑳村岡 龍太郎	NPO法人ライフサポート楽楽理事長
㉑吉田 政男	家族会代表

4-3 法人運営会議

原則として毎週火曜日に開催し、理事会、評議員会の議決に基づいて人事、労務、財務、サービスその他法人運営全般にわたる事項の協議と意思決定を行うとともに、理事長の諮問機関として理事会に対する意見具申等を行う。

なお本会議は、正式には一昨年10月から、従来の法人運営会議（現行の施設・事業所長会議）に替わって行っているものである。

○構成員 理事長、内部理事2人及び理事長が指名する施設・事業所長

4-4 経営会議

施設あるいは関連事業所グループ（①海上寮療養所＋ソフィア②聖母療育園＋聖母通園センター＋ロザリオ発達支援センター＋旭市こども発達センター③聖マリア園④聖家族園⑤佐原聖家族園＋ナザレの家かとり＋みらい⑥ナザレの家あさひ⑦ワークセンター＋みんなの家＋東総就業センター⑧聖家族作業所⑨聖ヨセフつどいの家＋香取障害者支援センター＋香取就業センター⑩高齢者支援センター＋ロザリオ訪問介護事業所＋デイサービスセンター・ローザ⑪友の家＋海匠ネットワーク）ごとに、原則として毎月1回実施し、施設・事業所運営上の問題全般にわたって協議を行う。

○構成員 理事長、理事長が指名する理事
施設・事業所長、及び施設・事業所長が指名する幹部職員

4-5 施設・事業所長会議

原則として毎月第3水曜日に開催し、理事会、評議員会の議決と法人運営会議の意思決定に基づいて、法人全体及び施設・事業所横断的な事項全般にわたって合意、確認、意思統一を図ることを目的とする。

○構成員 理事長、理事長が指名する理事
海上寮療養所、ワークセンター、聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、みんなの家、聖家族作業所、ナザレの家あさひ、ロザリオ高齢者支援センター、デイサービスセンター・ローザ、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、友の家、海匠ネットワークの各施設・事業所長

4-6 その他の会議、委員会

(1) 研修委員会

法人全体及び施設内の研修計画立案と実施等に携わる人材を育成するため、施設横断的組織として平成18年11月に本委員会を発足して現在に至っている。

本委員会は研修課長、研修課職員、施設・事業所長会議代表者と主要な施設から選任された研修委員で構成し、採用年度別研修会を運営・指導するほか年6回委員会を

開催して施設内研修状況の確認や研修計画の立案を行う。具体的計画は本事業計画書の本部研修課欄に詳述する。

(2) 総合安全対策委員会

法人全体の総合的な安全対策を協議、検討する機関として月1回本委員会を開催する。委員は施設の防災委員等で構成し、法人・施設・事業所が連携をとりながら防災、安全、インフルエンザ等多様な課題に取り組む。

なお、本委員会は従来の法人安全対策委員会と新型インフルエンザ対策委員会を統合して平成21年1月に発足した組織である。

今年度も、発生後5年を経過して記憶の薄れがちな嫌いのある東日本大震災の教訓を生かすため防災訓練に地震・津波対策を盛り込むなどして非常時の避難方法や防災体制の強化を図る。また、労働基準監督署の指導に基づき労働災害防止を対策項目に追加する。具体的計画は「6 防災・緊急時の対策」に詳述する。

(3) 地域生活支援会議

地域の情報、課題等を確認、学習する場として、全施設・事業所から関係する職員（ケースワーカー等）が、相談支援者としての資質等を高めることや、法人内においての横のつながりを強化することを主旨として月に一度開催している。

27年度から事務局体制を図り、司会や議事録、企画については現場の職員が中心となり、今まで企画・運営を担当してきた4人の所長は交替でスーパーバイザーとして参加する形式とした。しかしながら、参加される職員からはこの会議の必要性についての否定的意見もあることから、28年度については堅確な計画立てを行い30年の制度改正に向けた情報収集や共有を図り、意義のある会議運営を目指す。また、各施設・事業所における課題点等について今後も検討していく。

(4) 通所事業所連絡会議

本会議は通所系事業所の管理者、サービス管理責任者及び職員が2ヶ月に一度集合し、ケース検討、作業状況、サービス提供に係る事項等を協議、情報交換することを通して事業所間の連携を図ることを目的に、平成23年1月に発足した。

平成27年度は、各事業所より個別のケースについて事例検討し、協議した。その中で実際のケースに貢献することも出来た。

平成28年度も引き続き、困難事例を取り上げ、現場に即した意見交換を行い、実際のケースに繋げていきたい。また、その中で事業所同士の連携もより強化することに務める。

(5) 広報ロザリオ編集委員会

施設から選任された編集委員によって構成し、広報ロザリオ刊行に係る諸業務を企画、実践する。

(6) 福利厚生センター運営委員会

職員の福利厚生事業を担当する福利厚生センターを運営するため、施設から委員を選任して、職員夏祭り、バレー大会等諸行事の企画、運営を担当する。

(7) 事務連絡会

会計、給与、人事、行政事務、その他法人・施設運営事務全般に係る事項を的確に遂行するために、関係事務職員を構成員として週1回連絡会議を行う。また、制度の変更、一部改正等施策の動向に応じた情報交換の場及び職員研修の場としても機能するよう運営する。

なお、28年度は社会福祉法改正に伴う財務規律強化の一環として控除対象財産や社会福祉充実残額を算定することが求められているので、施設・事業所ごとに①事業継続に必要な財産額を算出するための過去の施設整備額など計数データの整理、②建物や設備などの維持・更新に係る中長期計画の整備、等々の準備・対応が本連絡会の重要な任務になると思われる。

5 地域との連携（交流）

地域との連携や交流を促進するため、また地域公益活動の一環として今年度も下記の行事等を実施する。

5-1 地元説明会

年一回（7月上旬）近隣在住の方々に対して本会の事業内容や将来の展望等を報告、説明するとともに、地域の方々からの本会に対する意見、要望を聞くなどして相互理解を深める機会とする。

なお、従来の海上療養所による年2回の近隣あいさつ回りや野中区行事や作業への本部等職員派遣等の交流活動を通じて、一層地域との関係作りに努めるとともに、地域の一員としての役割を果たしたいと考える。

5-2 ロザリオ福祉まつり

近隣の市町村から多くの市民が訪れる「ロザリオ福祉まつり」は、今年度で27回を数え、利用者や家族、ボランティア、職員を交えた一大イベントとして地域と利用者及び施設の交流を実現する最も大きな機会となっている。

昨年度は「ありがとう ふれあう手と手 伝わる愛」との標語の下、利用者の意思を尊重した運営、個々に応じた出番や役割を設定するなど利用者参加型のお祭りを目指した。また、本部主導から実行委員会事務局主導への運営方式変更から2年目を迎え、全施設・事業所参加型の協働協力体制が更に深まった。

今年度もこの方式を踏襲して運営に当たることを原則として、日程は平成28年9月25日（日）を第一候補に後援会ほか関係団体と調整を図りたい。

5-3 作文コンクール

東総・佐原地区の小中学生から福祉を題材にした作文を募集し、優秀作品を選考、表彰する本事業について、今年度も例年どおり6月に募集を開始し12月に表彰式を実施する。

なお、本事業はロザリオの聖母会の地域サービス（教育活動）の一つとして位置づけられるものである。

5-4 ボランティア受け入れ

先の「ロザリオ福祉まつり」などの全体行事には、今年度も近隣の中・高校生に学校を通じて協力を求める。また、その他随時施設内の行事や業務についてもボランティアの協力を求め、それらのことを通じて施設の社会化と地域との交流を図っていく。

なお、昨今の人材不足に対する長期的な対策として小中高校生のボランティア受け入れを位置づけ、彼らが将来福祉施設で働くことを望むような体験をしてもらえるよう心がける。加えて、虐待防止や権利擁護を推進するためには施設・事業所に外気を吹き込み、第三者的な眼差しを向けるボランティアの存在は重要と考えるので、その意味からも今後も定

期的・継続的な受け入れを目指していきたい。

5-5 障害者週間行事

本会の地域公益活動として位置づけ、会場を東総文化会館に設定して地域中心の、地域に開いた催しとする。具体的には、平成27年12月5日(土)の午後、ロザリオ福祉作文コンクール表彰式、ボランティア感謝式と講演会等を行う。

5-6 ロザリオの聖母後援会

経営基盤の脆弱な施設・事業所の環境整備やサービス改善を図る上で、また、法人独自事業の展開を図る上で後援会の存在は大きな支えとなっており、28年度は6月と29年3月に役員会を開催してロザリオ福祉まつりや後援会寄付金の使途などについてご協議、ご助言をいただく予定である。

○後援会役員名簿(敬称略・五十音順)

会長 米本弥栄子

役員 飯笹与一、伊藤武衛、伊藤隆一、井橋千代子、加瀬健一、小嶋卓、杉崎英雄、
関本光彦、平野みとり

顧問 芳野積善

5-7 長嶋茂雄旗争奪野球大会

巨人軍長嶋茂雄氏から社会福祉振興のために優勝旗が贈られた。本会ではこれを機に施設職員の慰労、激励と地域青年との交流を目的としてこの大会を主催しており今年度は第22回を数える。

5-8 陶芸教室

本会の陶芸室を地域に開放し、毎月第二土曜日に講師を招いて利用者、職員、地域の方々との交流の場を設けている。

5-9 コミュニケーションセンターMado-ka

現在、わが国の社会保障制度は、医療・介護・障害制度等において横断的に「地域包括ケア」が推進されている。これはすなわち、住民にとって安心安全な住まいづくりを、元気な高齢者には地域に生きがいくつりと活躍の場を、そして地域住民による地域住民主体の支え合いの推進を、「公助」から「自助」への転換を促す施策でもある。こうした背景において、社会福祉法人はこれらに積極的に関わることが求められており、本会も地域福祉を展開する具体的取り組みのひとつとして、コミュニケーションセンターMado-ka(マドカ)の活動を推進する。

1) コミュニケーションセンターMado-ka (マドカ) 活動目標

- ① ちば醤油旭工場跡地を活用し、街なかにおいて地域福祉活動および住民活動のサポートを推進する。
- ② 老若男女や障害のある人もない人も互いに市民として交流・活動できる場の提供と、そのコーディネート活動により「ノーマライゼーション」の理念を実践する。
- ③ 制度に左右されることなく、できるだけ地域で求められている地域福祉を実践する。
- ④ 誰でも気軽に利用できる地域交流スペースとしてコミュニティサロン (Mado-café) を整備し、地域住民の情報交換、交流、活動推進をサポートする。
- ⑤ そして自宅や学校、施設などとは違う「もうひとつの居場所」「ゆるやかな場所」を提供し、さまざまな人の心が休まる場所として、そして地域において一隅を照らす取り組みを目指す。

2) 活動内容 (目標とする機能)

- ① 市街地における休憩スペースとしての機能
- ② 地域福祉における相談支援機能
- ③ ボランティア育成サポートなど、生活支援におけるコーディネート機能
- ④ 地域福祉に係る情報案内と情報発信機能
- ⑤ 地域住民の交流、生きがいつくり、活動連携機能
- ⑥ 地域における防災支援機能

6 防災、緊急時の対策

入所・通所・相談系合わせて1日850人超の利用者を数える本会の防災・緊急時対策は、施設毎のきめ細かな対策はもとより、法人全体の連携ある総合的な対策が重要である。

そのため9月に全施設・職員参加の総合防災訓練を設定し、旭市消防組合、地元消防団の協力を得ながら通報・消火・避難誘導訓練等を実施する。なお、今年度の担当施設は「聖母療育園」とする。

ロザリオの聖母会では、この訓練を含めた法人内外の安全対策を検討、遂行する施設横断的機関として平成21年1月に総合安全対策委員会を発足して法人全体の安全対策に努めている。

28年度も本委員会の主導により、下記の計画の下、よりきめ細やかな対策に法人一体的に取り組むたいと考える。

(1) 総合安全対策委員会事業計画

総合安全対策委員会は毎月第1水曜日の12:30から1時間程度開催し、各事業所担当者参加の下、法人全体の総合的な安全対策を協議・検討する。

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上

- ①消防用設備・機器の定期点検の確認
- ②消防法令に基づく適正な運用の確認
- ③防災無線の配備と適切な運用
- ④防犯カメラの設置促進・管理
- ⑤感染症対策の継続・向上（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）
- ⑥メール配信システムの効果・効率的な運用
- ⑦福祉避難所等地域との連携を強化する対策
- ⑧震災・津波対策マニュアルの見直しと避難訓練の実施
- ⑨非常時における生活物資の備蓄確認（飲料水・食料等）
- ⑩災害時・後の継続したサービス提供体制の確認と構築
- ⑪職員の労働災害防止に資する対策
- ⑫その他防災・防犯体制・事故対策の見直し

イ 利用者等安全対策の向上

- ①災害対策（特に地震・津波等天災時）
- ②サービス提供上の事故対策（事前の防止策検討と事後の迅速な対処及び情報共有システムの構築）
- ③無断外出、行方不明対策（同上）
- ④外出・外泊時の対策（同上）

ウ 安全運転対策の向上

- ①送迎車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全運動ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起、ドライブレコーダーの導入

促進)

- ②訪問・相談系車両の安全対策（同上）
- ③通勤車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）
- ④道交法違反行為対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）
- ⑤運転者の健康・運行管理対策

エ IT・情報の適切な管理、及び体制の見直し

- ①業務上の電子情報を外部へ持ち出さない、個人用電子機器から内部へ電子情報を持ち込まないことの周知徹底。

オ クレーム対策

- ①近隣住民との軋轢回避（事前の情報提供と事後の迅速かつ真摯な対応）

カ 職員による私的ボランティア活動時の事故防止

- ①経営会議等での情報収集
- ②届出書による状況把握

【平成28年度月次対策項目】

- 28年 4月 設備点検（防災計画、ライフライン、給食設備、メール配信、緊急連絡網）
- 5月 施設内外の環境整備（施設内、遊歩道、段差、草刈等）
- 6月 交通安全、安全運転講習会（交通事故防止、ドライブレコーダー確認）
- 7月 夏の事故対策（屋内外活動、イベント、熱中症、食中毒等）、労働災害防止対策
- 8月 虐待防止と権利擁護、その他の関係事項
- 9月 合同防災訓練（防災、食料の備蓄確認）福祉避難所対策（地域、行政）
- 10月 防犯対策（IT関連、個人情報保護、施錠、不審者、カメラ等確認）
- 11月 ノロウイルス、インフルエンザ等感染症対策（衛生用品等の備蓄確認）
- 12月 安全運転（飲酒、マナー、スピード）
- 29年 1月 災害対策（火災、消防設備、防災設備、トラッキング事故防止等確認）
- 2月 医療・介護事故防止（転倒、誤嚥など）
- 3月 災害対策（地震、津波、3.11の振り返り）
BCP資料の提出①備蓄リストと発注マニュアル
②パンデミック時の業務計画
③地震・津波の行動計画

7 福祉サービスの向上

7-1 自己評価

平成28年度も平成25年9月18日付で策定した「ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年改訂版」を用いて、11月に全施設・事業所が自己評価を行うこととする。

7-2 第三者評価

27年度は受審を済ませた施設・事業所（前年度は聖家族作業所が受審した）はなかった。28年度は聖母療育園及びみんなの家が受審を予定している。

7-3 施設・事業所

施設・事業所で日常的に行われている活動では具体的な形でサービスの質向上につながると思われる取り組みが行われている。

入所・通所系事業所において居室やトイレ、浴槽改修工事など設備面での改善が計画的に進んでいることや老朽化した車両の更新なども基本サービス面での質向上に関係づけられる。また、処遇面での個別外出、土曜通所、保護者参加の下での各種行事なども質向上への一助になっていると思われる。

相談系では前年度に引き続き、自立支援協議会の部会活動の一環として相談支援事業所の集まりを定期的に行ったことなども法人内にとどまらない地域全体のサービスの質向上を目指す活動として位置づけられる。また、外部研修への参加により最新の情報を収集し知識とスキルを深めていることも、相談レベルの向上につながっていると考えられる。

28年度も上述の施策を通じて、サービスの質向上に努めていきたい。

7-4 職員

サービスの質の主要な部分が職員のコミュニケーション能力に依拠することは対人サービスの基本だが、施設・事業所によっては、この部分で利用者や保護者の方々との摩擦、軋轢を生じるケースが少なくない現実には、十分改善されているとは言い難いので、28年度も引き続き研修計画に組みこむよう心がける。

また、管理者と職員、及び職員間の縦横のコミュニケーション改善は職員の意欲、やる気を引き出し、ひいては利用者へのサービスの質向上につながるとの認識から、施設・事業所内の報告、連絡、相談を丁寧に習慣づけることや人事考課面接の機会を大切に扱うなどの地道な活動を繰り返すことによって着実な向上を図りたい。

次いで、良質なサービスを提供する上での前提条件である職員の心身面での健康を良好に保ち、良質な労働力を再生産し、腰痛防止など労働災害を未然に防ぐため、パワーアシストなど介護機器やロボットなどの導入促進を図りたい。

8 権利擁護

児童、女性や高齢者を中心に家庭における弱者や病者、福祉施設における障害者の虐待が相次いでいる昨今、虐待防止や再発防止の対策は喫緊の課題となっている。

虐待防止には職員個々が誠実な知性と豊かな感性や人間性を醸成すると共に、それらのバックボーンである確固たる倫理観や道徳観を確立することが肝要と思われるので、28年度も内外の研修機会を一人でも多くの職員が持てるよう努力していきたい。

研修内容については制度論や原則論だけでなく職員一人ひとりの心に染みる、魂を揺さぶるようなものが必要であり、自らの内面を見つめ直すことによって内発的に虐待防止に取り組むよう引き続き努力を傾けたい。

また、職員による虐待の背景には、心身両面でのストレスや過重負荷が相当程度のウェイトを占めるため、職員アンケートやストレスチェックを通じて個人や組織の状態を把握し、人事異動、人材の補充、待遇面での改善など、機動的な措置が講じられるように努める。

障害のある方々に限らず、高齢者、女性、子ども、外国人労働者など弱い立場の方々に襲いかかる人権侵害事例はこの地域においても例外ではないので、本会では各種相談系事業所を窓口にして宿泊施設や無料、低額のサービスを提供する、あるいは可能であれば生活困窮者に働く場を提供するなどの活動を法人の地域貢献と位置づけて推進していきたいと考える。

9 苦情解決

本会の苦情解決制度は平成12年度にスタートして現在に至っている。

施設・事業所はもれなく苦情解決マニュアルを整備するとともに、施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、第三者委員には法人全体で服部紘一氏、向後恵子氏に委嘱している。

苦情受付方法は口頭、文書等様々でありEメールによる受付も行っている。今年度も引き続きこの制度を実施していくが、利用者にとってより分かりやすい制度の周知、施設内の掲示方法や苦情内容の職員間共通理解等の面をさらに向上させるよう取り組む。

社会福祉法人にとっての苦情は、一部にはクレーム性の強いものも見られるが大多数は利用者と施設・事業所との非対等性の中から生じるサービスへの不満であることから考えると、本会および施設・事業所は、寄せられる苦情をマイナス感情で、あるいは自己防衛の態度で受けるのではなく、問題をサービスの質改善・向上に結びつけようとする姿勢で対応することが肝要である。

よって、今年度も苦情を受付ける度に、その苦情の背景にある申出者の心理的要因まで踏み込み、その原因を分析・把握し、原因除去を中心に問題解決を図ると共に、サービスの質の向上や環境改善に結び付けていきたい。

さらには、前述の人権擁護とも関連づけたサービスの質向上に取り組むたい。職員個々が人類共通の普遍的な倫理観や道徳観を認識・共有し、目の前にいる利用者には親もいれば兄弟もいるのであり、また保護者や当事者には固有の事情や積年の思い、背景があることなどに想像力を働かせることを心がけることを心がければ、自ずと真摯な態度や言葉づかいに反映されるはずなので、このことを主眼において、現象に目を奪われることなく誠意をもった対応ができるよう徹底したい。

10 情報公開

本会の広報紙である「広報ロザリオ」を年4回、4月、7月、10月、1月に発行する。

その他6月には法人財務状況情報公開の一環として「事業報告・決算特集号」を、また12月には「作文コンクール特集号」を発行する予定である。

平成26年5月29日付厚生労働省通知「社会福祉法人の認可について」により、インターネットを活用した公表が義務付けられたため、7月には本会のホームページ上にて、最新の財務諸表等決算情報と県へ提出した現況報告書を公開する予定である。

その他インターネットによるホームページでは、各施設の事業内容やトピックスなど随時更新を促進して広く社会に情報を提供するとともに、アクセス数の増加を図る。

また、各施設・事業所においては個別の園だよりやニュースレター等を発行、発信して利用者、保護者及び関係者への情報提供に努める。

なお、昨今の社会福祉法人を取り巻く情勢を踏まえると、本会の社会及び地域貢献的な性質をもつ各種事業を本広報紙によって社会に紹介することは重要な意味を持つと思えるので、28年度もこの姿勢を表現する紙面作りを心がけたい。